

深川市都市計画マスタープラン 概要版

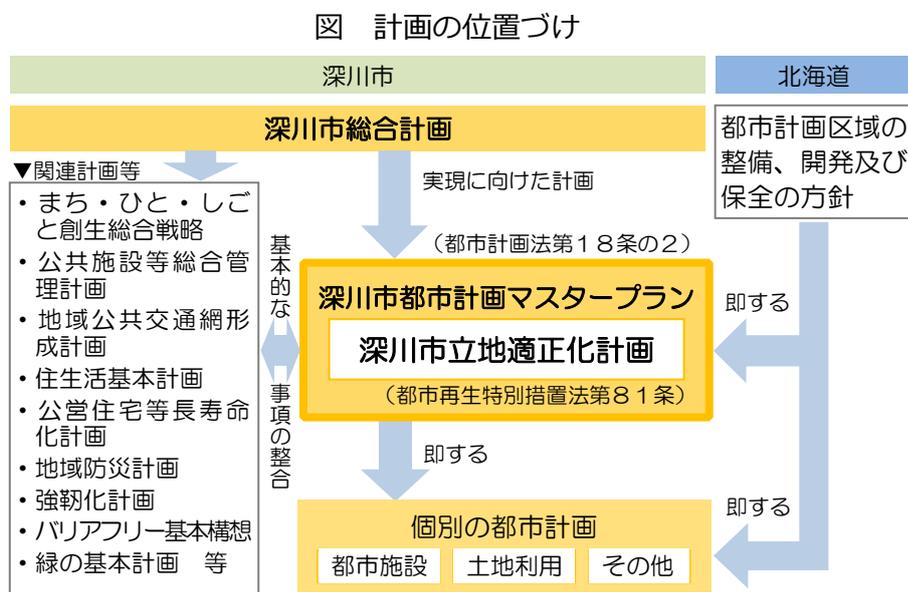
(令和3年3月)

はじめに

都市計画マスタープランとは

(1ページ)

都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2第1項に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり「第五次深川市総合計画」、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」などの上位計画を踏まえ、概ね20年後の「目指すべき都市の将来像」を示すものです。



計画策定の背景と目的

(2ページ)

(1) 計画策定の背景

本市は、北空知地域における産業や文化等の様々な分野において大きな役割を担いながら、農業を基幹産業とする田園都市として発展を続けてきたところです。

また、都市計画においては、平成16年12月に「深川市都市計画マスタープラン」を策定し、市民とともにまちづくりを進めてきました。

しかし、策定から約15年が経過し、近年の人口減少や少子高齢化の急速な進行、社会経済情勢の変化、また上位計画となる「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」が見直された等の観点から、新たな将来の都市構造を明らかにしてまちづくりの方針を定めることが求められており、従来のまちづくりの方向性を踏襲しつつ、見直しを行うこととしました。

また、同時期に策定の「深川市立地適正化計画」や平成28年3月策定の「深川市地域公共交通網形成計画」と連動して『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』^{*}を推進します。

^{*}『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』：人口減少社会においてそれぞれの地域内で各種機能をコンパクトに集約すると同時に、各地域が公共交通ネットワークでつながることにより一定の圏域人口を確保し、生活に必要な機能を維持するまちづくりの考え方。

(2) 計画の目的

「深川市都市計画マスタープラン」の目的は「第五次深川市総合計画」に示す「都市の将来像」の実現に向けての大きな道筋を明らかにすることであり、いわば、深川市の「まちづくりの設計図」となります。

計画に定める事項（対象区域・計画期間・目標年次）

(3ページ)

対象区域：都市計画区域全体（約2,353ha）

計画期間・目標年次：令和2（2020）年度を基準年とし、令和23（2041）年度までの2年間（「深川市総合計画」の計画期間と整合）

将来目標の設定

(4~13ページ)

(1) 都市づくりの理念

「第五次深川市総合計画」においては、『輝くみどりと豊かな心 みんなで創る 我がまち 心がかわ』を都市の未来像として掲げています。

「深川市都市計画マスタープラン」においても、この「第五次深川市総合計画」に示す未来像を基本理念として設定します。また、快適な生活基盤の構築に向け、本市の恵まれた自然環境や交通の利便性を活かした「農村環境と調和した、いつまでも住み続けることができるまち」を目指します。

表 深川市の将来人口の設定

| 項目 | H 2 2 | H 2 7 | R 1 3 | R 2 3 |
|-----------------|--------|----------------|-------------------|-------------------|
| 行政区域人口 (前回比) | 23,709 | 21,909 (92.4%) | 概ね 16,540 (75.5%) | 概ね 13,100 (79.2%) |
| 都市計画区域内人口 (前回比) | 18,255 | 17,494 (95.8%) | 概ね 13,000 (74.3%) | 概ね 10,600 (81.5%) |
| 用途地域内人口 (前回比) | 16,055 | 15,205 (94.7%) | 概ね 11,300 (74.3%) | 概ね 9,300 (82.3%) |

資料：[行政区域人口] 国勢調査 (H 2 2, H 2 7)、国立社会保障・人口問題研究所 (平成30年3月推計) (R 1 3, R 2 3*)
 [都市計画区域内人口] 国勢調査 (H 2 2, H 2 7)、将来人口・世帯予測ツールV2を活用した推計値 (R 1 3, R 2 3*)
 *R 1 3, R 2 3年はR 1 2, R 2 2年推計値を概数で横ばいとした。

(2) 深川市の将来都市像

①市街地を取り巻く自然・農村環境、②広域的な位置づけ、③人口世帯・産業などの社会環境、の3つの視点から以下のとおり具体的な将来都市像を設定します。

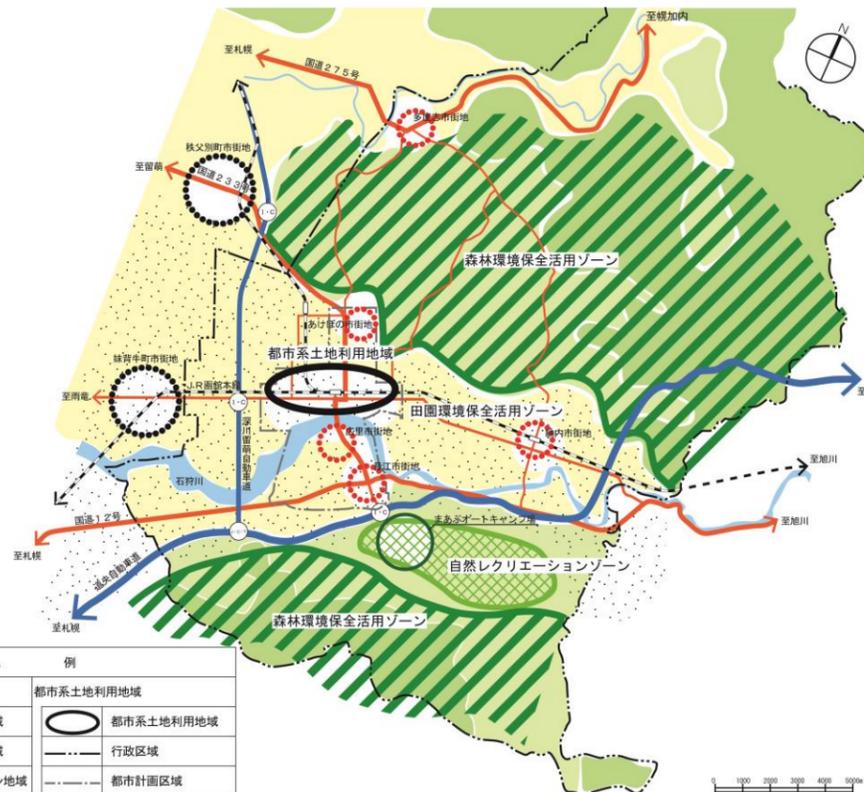
視点① 自然・農村環境 将来都市像1 恵まれた自然環境を活かした「田園都市」

都市形成の基本的な考え方

都市計画区域内を大きく「自然系土地利用地域」と「都市系土地利用地域」に区分し、それぞれに適切な土地利用を行うことで、「田園都市」の形成を図ります。

また都市計画区域は、インターチェンジ周辺などの新たな土地利用動向の可能性はあるものの、都市計画区域は、コンパクト化の観点から現在の区域を維持することを基本とします。

図 「田園都市」形成の基本的な考え方



視点② 広域的な位置づけ 将来都市像2 市民生活の多様化、広域化に対応した「広域連携都市」

都市形成の基本的な考え方

行政区域内の主な6つの市街地を、その成り立ちや地域産業との関わりから3つの種類の「拠点」に分類し、それぞれに適切な機能、役割分担を持たせた集約を目指します。

また、これら拠点を連絡する道路ネットワークの充実・強化に向け、「深川市地域公共交通網形成計画」に基づき取り組みます。

図 「広域連携都市」形成の基本的な考え方



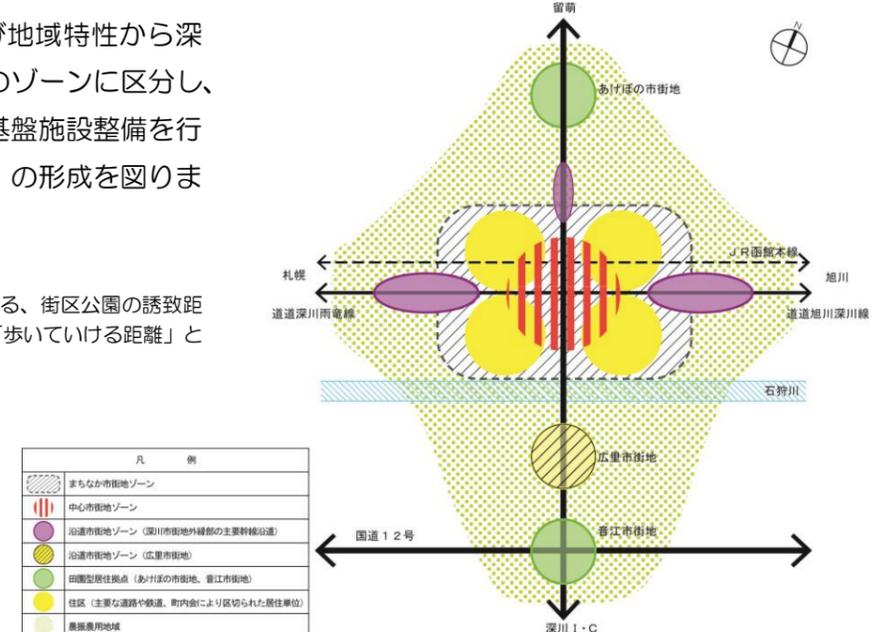
視点③ 社会環境 将来都市像3 全ての人が安心・快適に生活できる「あんしん生活都市」

都市形成の基本的な考え方

「歩いていける距離」※及び地域特性から深川・広里市街地を大きく4つのゾーンに区分し、それぞれに適切な土地利用、基盤施設整備を行うことで「あんしん生活都市」の形成を図ります。

※「歩いていける距離」:
 地域に身近な公園として親しまれている、街区公園の誘致距離を参考に、直線距離で250mを「歩いていける距離」と設定しました。

図 「あんしん生活都市」形成の基本的な考え方



(1) 土地利用の方針

| | |
|---------------------------------|--|
| 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針 | <ul style="list-style-type: none"> ○社会情勢の変化等により土地利用の状況が変化している地区においては、用途規制の転換・純化・複合化を検討します。 ○コンパクトな市街地規模を実現するため、都市構造に合わせた用途の変更について柔軟な対応を図ります。 |
| 居住環境の改善又は維持に関する方針 | <ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じて地区計画制度の情報提供や導入を検討するとともに道路・公園・下水道などの都市基盤整備を進めるため、面的整備手法の導入も検討し、地区の安全性や利便性、ゆとりや潤いのある住宅地形成を図ります。 |
| 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針 | <ul style="list-style-type: none"> ○郷土景観を構成する深川神社・大國神社をとりまく既存樹林地や石狩川河畔は、都市における良好な自然景観を有していることから、境内及びその周辺の樹木の保全に努めます。 |
| 良好な農地との健全な調和に関する方針 | <ul style="list-style-type: none"> ○農振農用地区域や国営・道営の土地改良事業など各種農業投資が実施されている区域、実施を予定している区域及び集团的農地などについては、今後とも優良な農地として、その保全に努めます。 ○特に農用地区域については、農業上の利用を図るべき土地として用途地域拡大の対象とはしません。 |
| 都市型災害の防止と防災の観点から必要な市街化の抑制に関する方針 | <ul style="list-style-type: none"> ○暴風や地震の発生時に電柱の倒壊を防止するため、市街地における無電柱化を推進します。 ○洪水、湛水、がけ崩れその他による災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、「深川市地域防災計画」に基づき、災害の防止を図ります。 ○用途地域に指定されていますが、現状は農地であって浸水の恐れがある土地については、最新の「深川市ハザードマップ」を考慮したうえで必要に応じて市街化を抑制し、用途地域縮小の検討を行います。 |
| 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針 | <ul style="list-style-type: none"> ○農村環境と調和したコンパクトな市街地形成を目指し、土地利用に応じた用途指定、規制の検討を行います。 |

(2) 道路・交通体系の方針

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○広域的な交通に配慮した交通体系の形成を図ります。 ○JR深川駅周辺を中心に、放射+格子状の道路網をつくります。 ○歩行者・自転車交通ネットワークの形成やバリアフリー化を進めます。 ○「深川市地域公共交通網形成計画」に基づき、バス交通網を充実させ、利便性の高いまちづくりを行います。 |
|--|

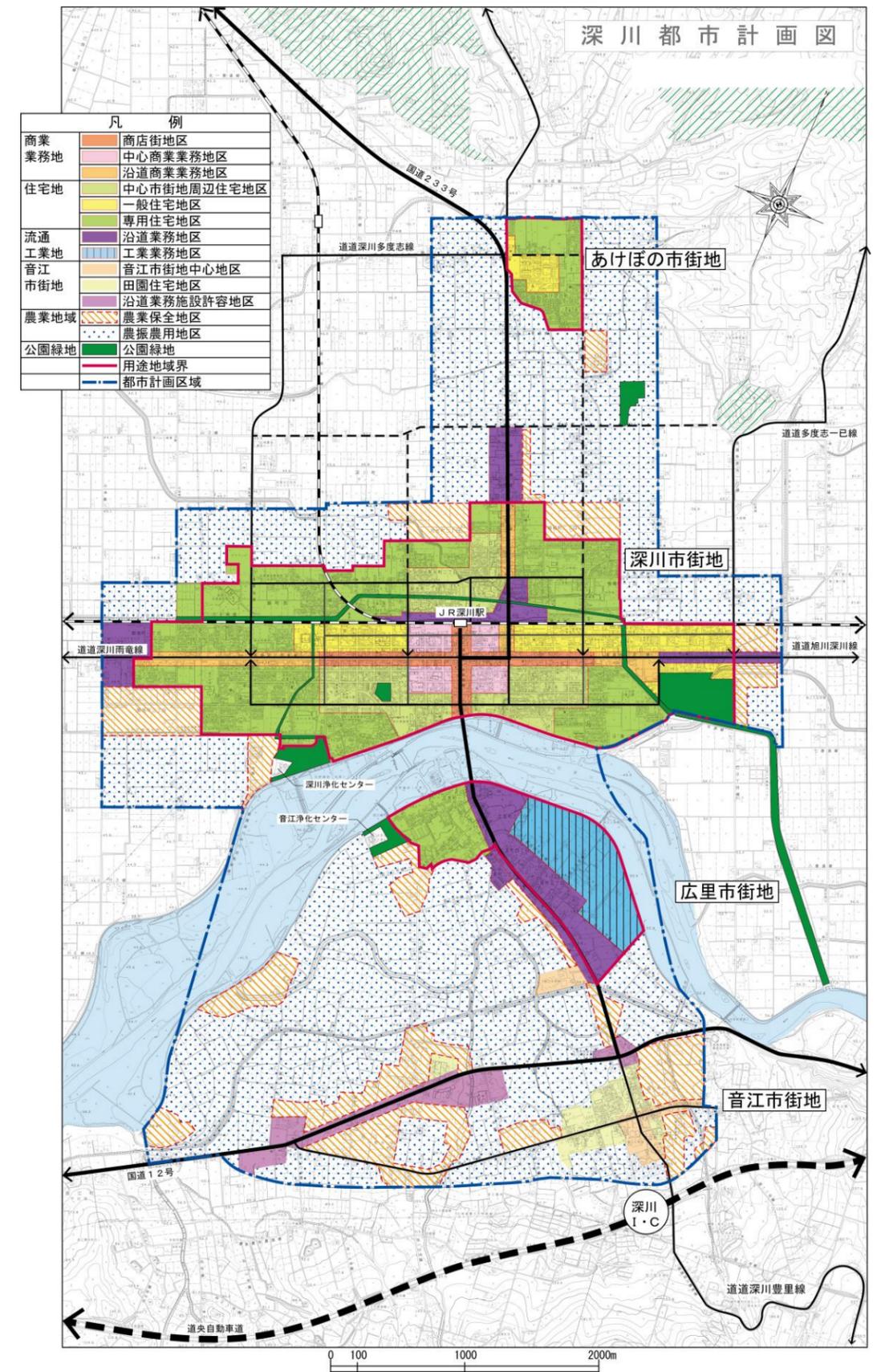
(3) 自然環境と都市景観の方針

| | |
|------------|--|
| 「水と緑」整備の方針 | <ul style="list-style-type: none"> ○市街地周囲の豊かな緑を保全活用します。 ○市街地内の公園緑地をつないだ「水と緑のネットワーク」の形成を図ります。 |
| 都市景観の形成方針 | <ul style="list-style-type: none"> ○深川らしい景観について市民の認識を深め、景観形成に対する意識高揚を図ります。 ○コンパクトな市街地形成にあたって、深川らしさを活かした市民が誇りと愛着のもてる景観形成を推進します。 |

(4) 下水道・処理施設の方針

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○資源循環型社会の形成を目指し、適切な処理施設整備を行います。 |
|---|

図 土地利用の方針



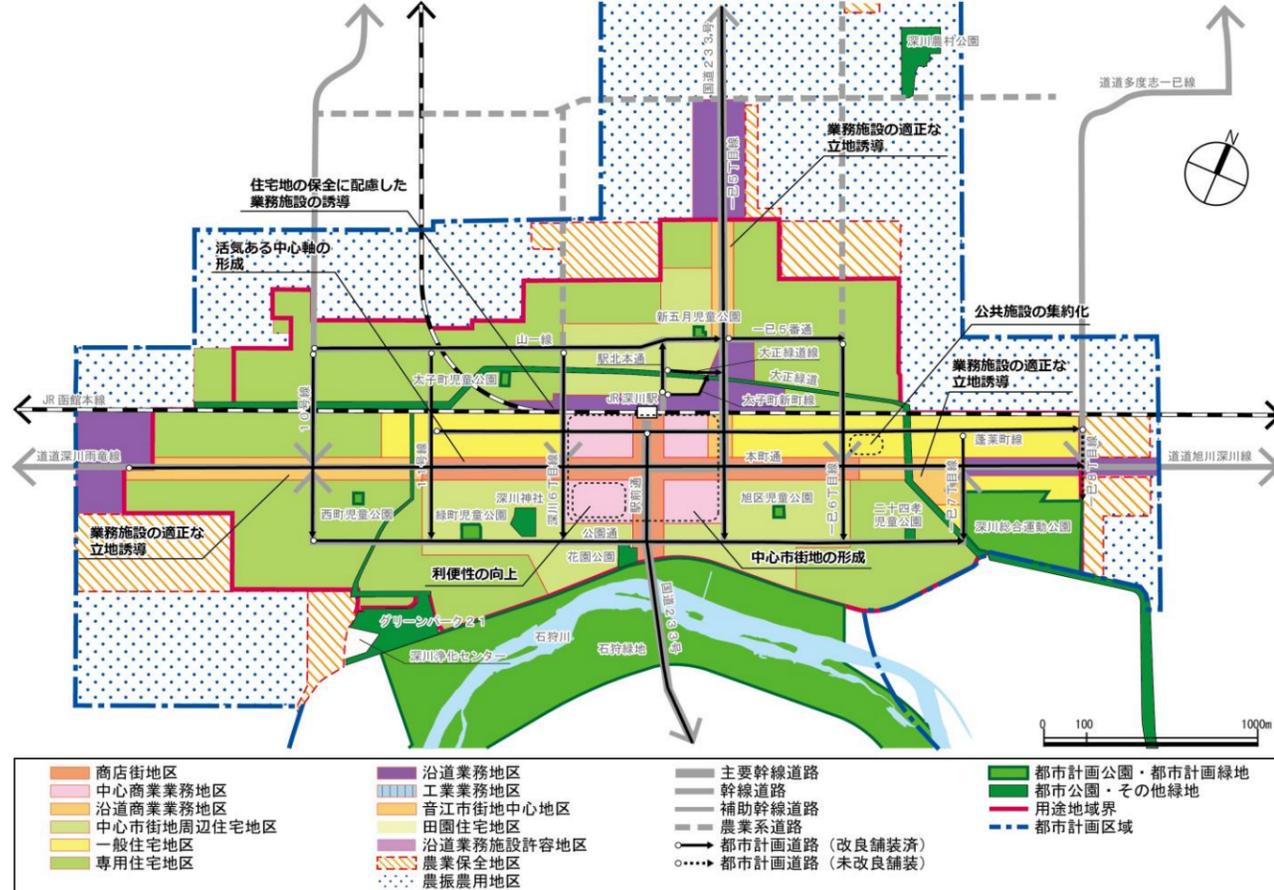
※具体的な土地利用の方針は後述（地域別構想）

深川市街地の土地利用方針

(30~37ページ)

| | |
|--------------|---|
| 住宅地 | いつまでも「住み続ける」ことができる住宅地の形成 |
| 中心市街地周辺住宅地区 | 宅地形状が比較的整った良好な住宅地は、建物の更新に合わせた公共空間の創出を行うなど、今後も良質な環境の維持発展を図ります。 |
| 一般住宅地区 | 住環境に影響の少ない公共施設や業務施設の立地を誘導します。 |
| 専用住宅地区 | 落ち着いた環境の既成の住宅地は、今後とも良好な環境の保全を図ります。 |
| 商業業務地 | 賑わいのある商業業務地の形成 |
| 商店街地区 | 深川市の中心商業地として、徒歩による買い回りが行いやすいように、商業施設の集約的な配置を図ります。 |
| 中心商業業務地区 | 土地の高度利用と建物の不燃化を進め、多様な都市機能の集積と地区の防災性の向上を図ります。 |
| 沿道商業業務地区 | 自動車による利用が多数を占めることが想定される商業施設、業務施設の適正な立地誘導を図ります。 |
| 流通工業地 | 農業と調和した工業地の形成 |
| 沿道業務地区 | 業務施設、工業施設、農業関連施設などのうち、周辺の住宅地に影響の少ない施設の誘導を図ります。 |

図 地域別構想方針図(深川市街地)

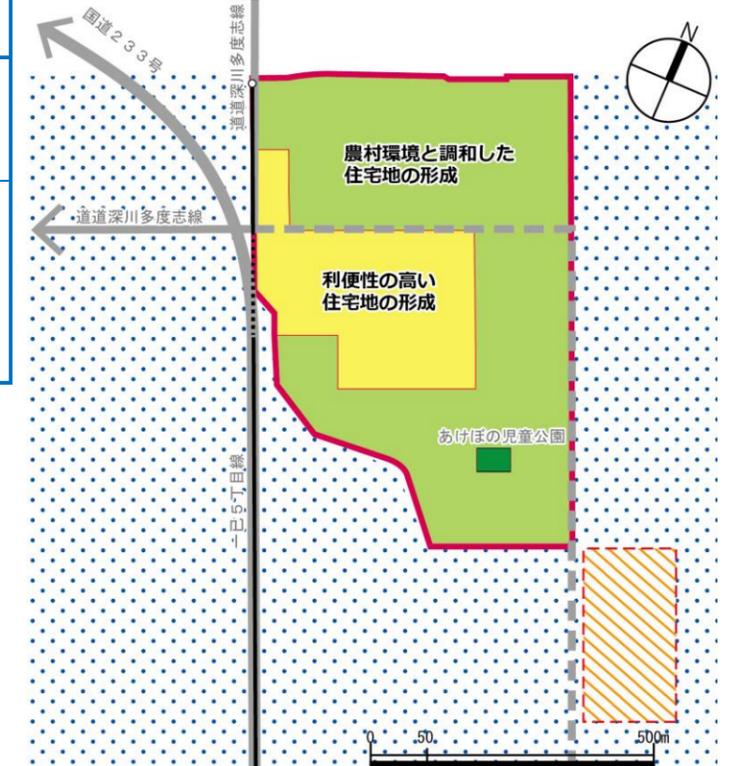


あけぼの市街地の土地利用方針

(38・39ページ)

| | |
|-------------------------------|---|
| 団地内に残る大規模な農地を活かしたまちづくり | |
| 一般住宅地区 | 住環境に影響の少ない公共施設や業務施設の立地を誘導します。 |
| 専用住宅地区 | 長期にわたり営農を続けている地区については、市街地内の貴重な生産緑地として位置づけ、その維持保全を検討します。 |

図 地域別構想方針図(あけぼの市街地)

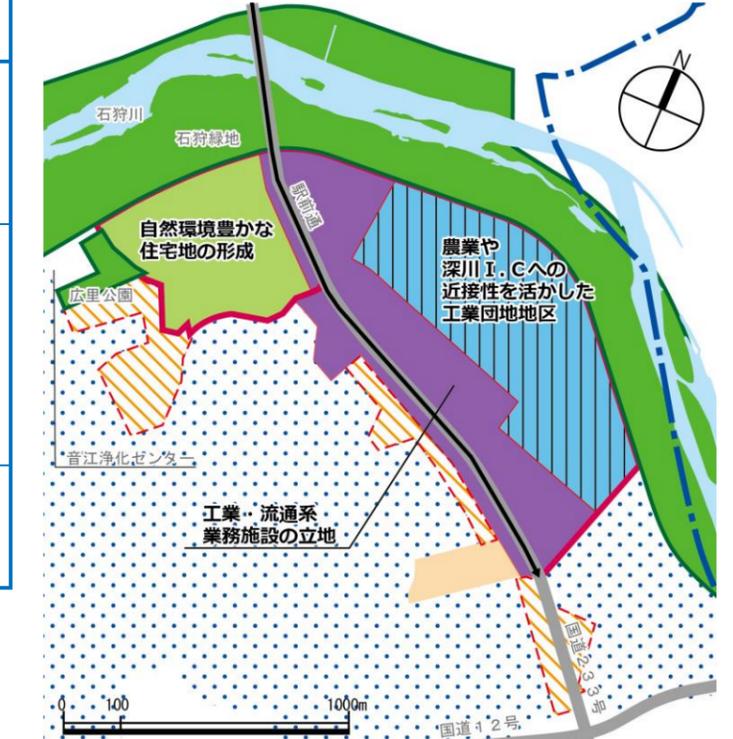


広里市街地の土地利用方針

(40~42ページ)

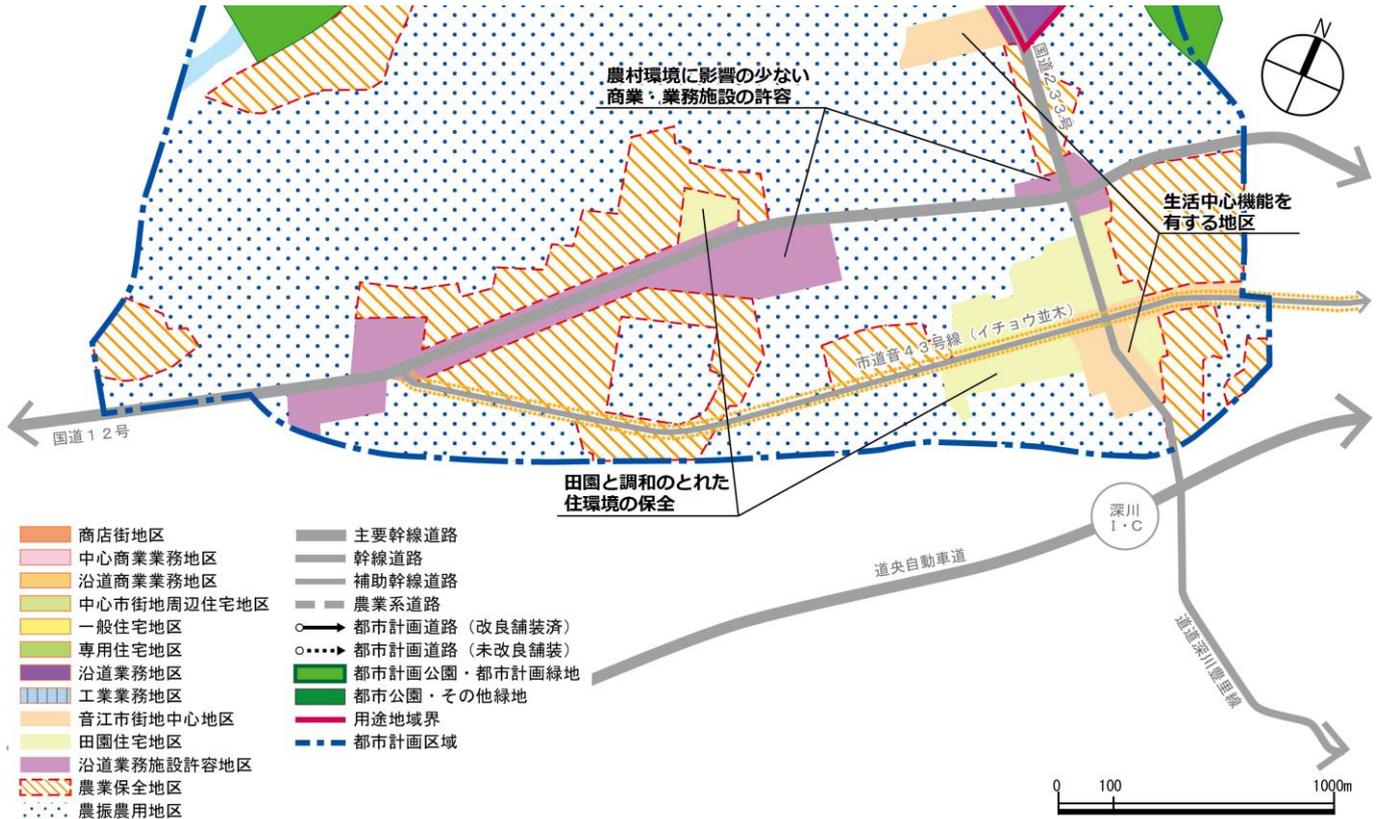
| | |
|---------------------------|--|
| 「農業のまち」ならではの工業地の形成 | |
| 工業業務地区 | 関係法令・条例等に基づき、企業誘致の推進に合わせた計画的な造成を進めます。 |
| 沿道業務地区 | 西側後背の住宅地や周辺農業地に影響の少ない施設の誘導を図るとともに、社会情勢の変化に対応した誘導規制について検討します。 |
| 専用住宅地区 | 自然環境豊かな住宅地として、今後とも良好な環境の保全を図ります。 |

図 地域別構想方針図(広里市街地)



| 農業と調和した田園市街地の形成 | |
|-----------------|---|
| 音江市街地 中心地区 | 音江地域の生活中心機能として小売商店・公共公益施設などの集積を図ります。 |
| 田園住宅地区 | 音江山麓という自然豊かな住宅地区として、周囲の田園と調和のとれたゆとりと潤いのある住環境の保全を図ります。 |
| 沿道業務施設 許容地区 | 主要幹線道路沿道地区であり、商業・業務施設などの施設の立地を許容しますが、農村環境に影響の少ないゆとりある土地利用を図ります。 |

図 地域別構想方針図（音江市街地）



| 農振白地地区における適切な土地利用の誘導 | |
|----------------------|----------------------------|
| 農業保全地区 | 農村環境の保全を図り、将来ともに市街化を抑制します。 |

地域まちづくりプロジェクト

(46～54ページ)

市民がよりまちづくりを身近に感じることができる、具体的なまちづくりプロジェクトとして、次の3プロジェクトを設定しました。

プロジェクト1. 中心市街地再生プロジェクト

■賑わいのある「まちなか」の創出

(47～49ページ)

1-1. 賑わいのある 買い物空間 づくり プロジェクト

■方針

中心市街地及び本町通り沿道には、都市機能施設を誘導するとともに、一般住宅の調和を図りながら、いつも賑わいがある買い物空間づくりを行います。

■具体展開方策

- ・「深川市立地適正化計画」に基づく「都市機能誘導区域」の設定
- ・公共施設の集約化や利便性の向上を目的とした用途地域変更の検討（市庁舎周辺地区）
- ・まちなかへの公共施設の立地誘導や集約による拠点創出を目的とした用途地域変更の検討（駅前周辺や中央公民館周辺地区）
- ・深川の顔として、商店街沿道の景観的魅力的向上（シンボルゾーン）
- ・無電柱化やバリアフリー歩道の整備など、駅前周辺の賑わいづくり
- ・「深川市立地適正化計画」と連携した低未利用地の利用・活用促進
- ・古くからの街区形状、道路を活かした、界隈性のある空間づくり

1-2. 「まちなか」 住まいづくり プロジェクト

■方針

「まちなか」ならではのメリットを十分活かし、商業地や商業地に隣接する宅地を含めた有効に利用を図ります。

■具体展開方策

- ・まちなか居住の各種施策の推進と道路などの環境整備
- ・共同住宅の建設促進・歩行空間の整備

1-3. 「まちなか」 交流空間づくり プロジェクト

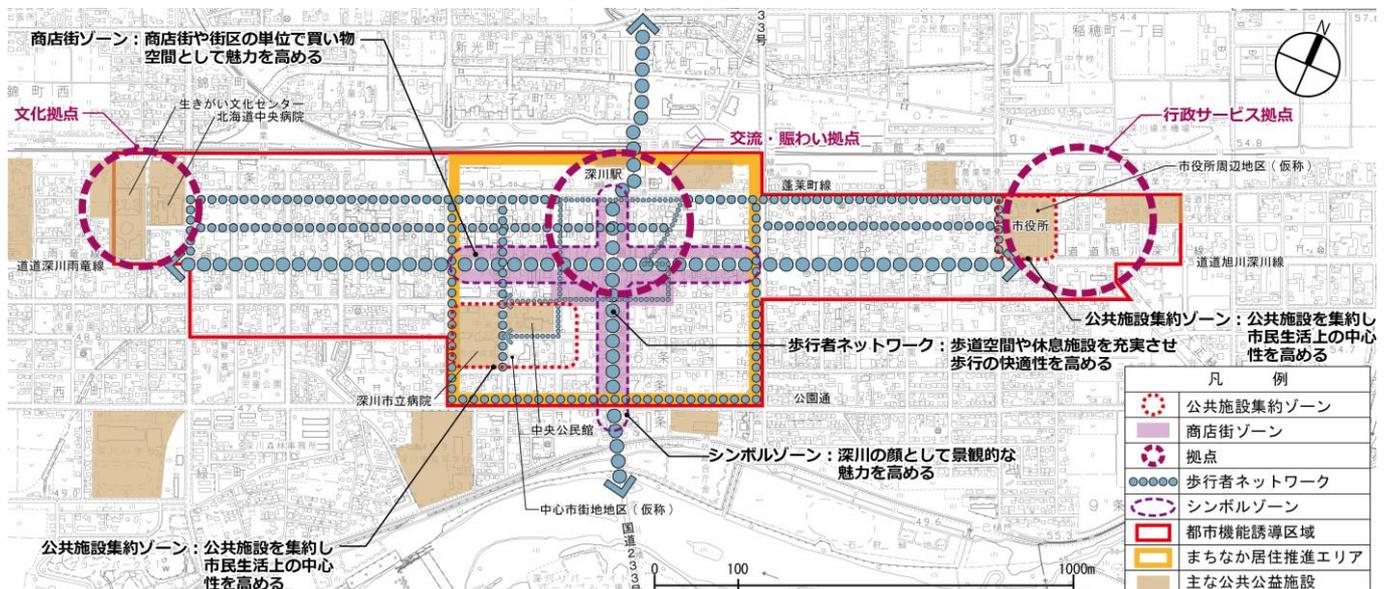
■方針

小さな「たまりの場」を3つの拠点や沿道につくります。

■具体展開方策

- ・市庁舎の建て替えに合わせた、多目的スペース等市民交流機能の整備
- ・公共施設の集約に合わせた市民交流機能の整備
- ・建物の建替にあわせたオープンスペースの整備促進
- ・歩行空間の整備

図 中心市街地再生プロジェクト



プロジェクト2. 人と環境にやさしいみちづくり・緑づくりプロジェクト

■潤いのある空間の創出

(50・51ページ)

2-1. 「緑のネット ワーク」づくり プロジェクト

■方針

公園や公共施設を、街路樹などの緑が続く散策路で結び、ウォーキングなどを楽しめる緑地空間づくりを行います。

■具体展開方策

- ・市街地内を結び、緑の環状線の環境維持（大正緑道、石狩川河川敷地など）
- ・市民参加による深川市街地内の道路街路樹、公園、学校などの公共空間による緑化ネットワークの整備

2-2. 人にやさしい 「道づくり」 プロジェクト

■方針

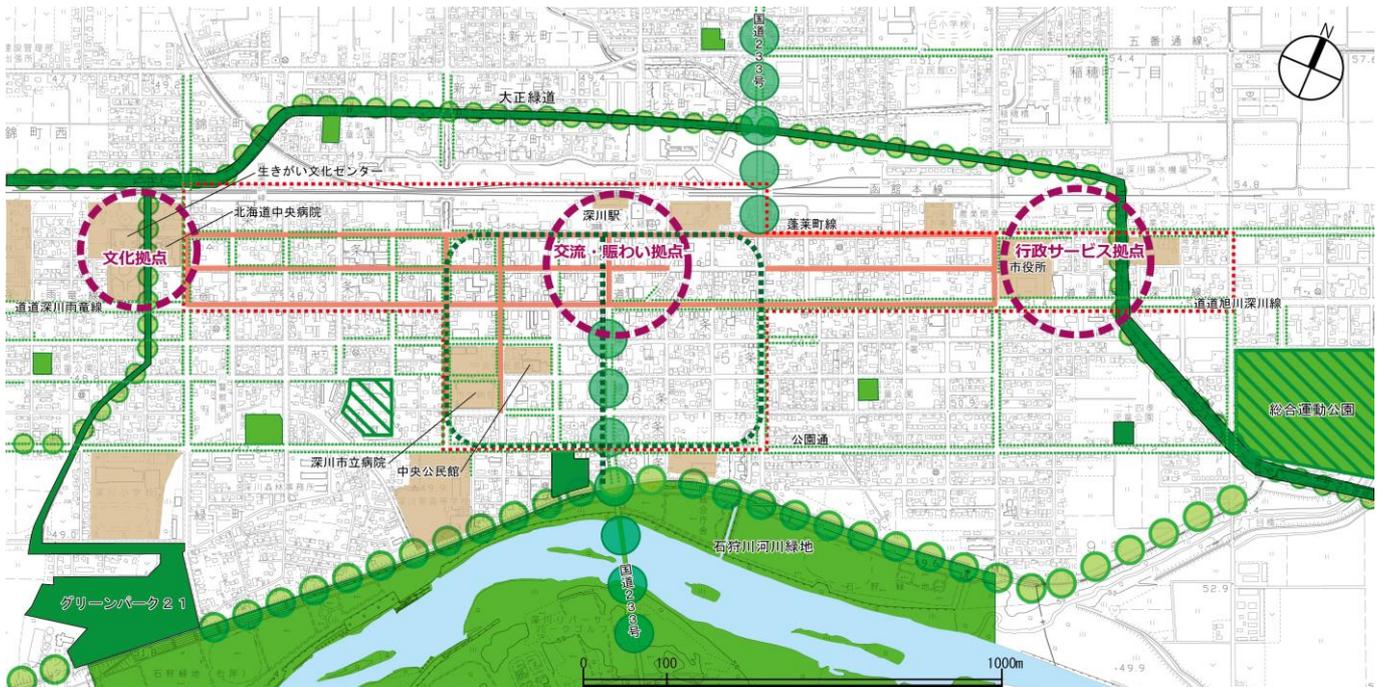
市街地や住宅地においては狭あいな私道など、砂利道のままの道路について、市道認定や舗装化による環境の整備に努めます。

また、無電柱化により安全で景観にすぐれ、人やくるまに安全な道路空間をつくります。

■具体展開方策

- ・狭あい道路の拡幅促進や道路整備
- ・市街地内の各拠点（文教、行政、医療サービス、商店街など）を連絡する区間の無電柱化やバリアフリー歩道の整備
- ・主要な交差点などにおけるポケットパークなど、潤いのある緑地空間の整備

図 人と環境にやさしいみちづくり・緑づくりプロジェクト



| 凡 例 | | | |
|-------|-------------|---|------------------|
| ●●● | 緑の導入軸 | ■ | 大規模公園・緑地 |
| ○●○ | 緑のレクリエーション軸 | ■ | 都市計画公園・緑地 |
| ●●●●● | 暮らしの緑軸 | ■ | 都市公園 |
| ●●●●● | 街路樹 | ● | 拠点 |
| | | — | バリアフリー基本構想整備路線 |
| | | ■ | バリアフリー基本構想重点整備地区 |
| | | ■ | 主な公共公益施設 |

プロジェクト3. 農村環境と調和したまちづくりプロジェクト

■ 田園風景を活かした魅力あるまちづくり

(52～54ページ)

| | | |
|--|--------------------|---|
| 3-1. 市街地 環境整備 プロジェクト | (1) 深川市街地 | <p>■方 針</p> <p>市街地内及び市街地周囲の農地は、むやみな宅地化等の開発抑制を図り、既存市街地の人口密度の維持による、良好な住環境の形成を図ります。</p> <p>■具体展開方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「深川市立地適正化計画」に基づく「居住誘導区域」の設定 ・居住誘導区域内における市営住宅の更新に伴う集約化の検討 ・「深川市立地適正化計画」と連携した誘導施策の展開 |
| | (2) あけぼの 市街地 | <p>■方 針</p> <p>周囲の優れた農村環境、病院などの福祉サービス施設を活かした環境整備を進めます。</p> <p>■具体展開方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共賃貸住宅の計画的な再編 ・ゆとりある低層住宅地の整備改善 ・市街地内農地の保全活用 |
| 3-1. 市街地 環境整備 プロジェクト (つづき) | (3) 広里市街地 | <p>■方 針</p> <p>水田に囲まれた田園風景と、交通利便性を活かした工業・沿道業務地区が調和した環境整備を進めます。</p> <p>■具体展開方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広里工業団地内における企業誘致の推進に合わせた造成の継続的な実施 ・必要に応じた優良農地維持に向けた検討 ・業務施設敷地周囲における緩衝緑地配置の誘導 |
| | (4) 音江市街地 | <p>■方 針</p> <p>「道の駅ライスランド深川」を軸として、音江山麓に広がる優れた景観を活かした、環境整備と魅力を発信します。</p> <p>■具体展開方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路沿道の環境整備（特定用途制限地域の検討、屋外広告物の整序） ・田園住宅地区の計画的な整備（特定用途制限地域の検討） ・地域農業と交流空間の継続（アグリ工房まあぶ・道の駅など） |
| 3-2. 市街地間 交通ネットワークづくり プロジェクト | | <p>■方 針</p> <p>市内路線バスを主体とした各市街地間を結ぶ拠点間公共交通軸と深川市街地内の循環型交通網を形成します。</p> <p>■具体展開方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「深川市地域公共交通網形成計画」や関係課と連携した市街地間の交通ネットワークの充実 <ul style="list-style-type: none"> ・市内循環バスの運行 ・深川市街地中心部とあけぼの、広里、音江市街地を結ぶ路線バスの維持 ・公共交通空白地域におけるデマンド型乗合タクシー等の導入検討 |

(1) 基本的な考え方

市民、事業者、行政が共に協力しあい、まちづくりを進めます。

| | 今後推進・検討する事項 |
|-----------------------------|--|
| 市民主体のまちづくりを支援する体制づくりを進めます | <ul style="list-style-type: none"> 各種計画、事業の段階に応じた、適切な住民参加（地域まちづくりプロジェクトなど） 広報活動などを通じた計画、事業内容に対する適切な情報公開手法の確立 都市計画の規制、緩和に関する住民参加（都市計画の提案制度の活用） 地域住民の発意に基づく地区計画など、地域住民自らが起案する計画づくりに対する支援体制の確立 市民まちづくり団体などに対する支援体制の確立 |
| 企業や開発事業者などによるまちづくりを適切に誘導します | <ul style="list-style-type: none"> 用途地域内の土地利用状況及び開発行為などの動向の把握 開発行為における手続き、行政との協議などの体制の明確化（宅地開発行為に関する指導要綱など） |
| 公共によるまちづくりの推進 | <ul style="list-style-type: none"> 住民参加、住民説明の方法の検討 各種関連計画の策定・見直し（深川市都市再生整備計画、深川市緑の基本計画など） 各種都市計画事業の実施（面的整備事業、道路・公園・下水道などの基盤施設の整備など） 必要な都市計画の決定や見直し 広い地域を対象とする土地利用、建物利用の規制誘導（用途地域・特別用途地区・風致地区・美観地区・地域制緑地など） 狭い地域、地区を対象とする土地利用、建物利用の規制誘導（地区計画・建築協定・景観条例・まちづくり協定など） |

(2) 都市計画マスタープラン 見直しの方針

| | |
|---------------|---|
| 定期的な見直し | <ul style="list-style-type: none"> 定期的な見直しは中間見直しを含め、「深川市総合計画」、北海道の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の見直しに合わせて行います。 見直しにあたっては、現行の策定体制と同様、市民主体組織、行政主体組織をつくり、情報公開を適切に行いつつ、計画の見直しを行います。 「深川市総合計画」の実施計画に合わせて計画の進捗を評価したうえで、適宜事業の見直しを行います。 |
| 大規模プロジェクトへの対応 | <ul style="list-style-type: none"> 広域を結ぶ道路計画など、大きな土地利用の変更、基盤施設の整備を伴う計画が必要となった場合には、市長の判断により、「深川市都市計画マスタープラン」を適宜見直すことができるものとします。 深川市が目指す将来市街地規模や、都市形成の基本的な考え方などについては、その考えを維持することを基本とします。 |

深川市都市計画マスタープラン 概要版

(平成16年12月策定 令和3年3月改訂)

〒074-8650 北海道深川市2条17番17号
 TEL (0164) 26-2304 (直通)
 FAX (0164) 22-2460
 E-Mail toshiken@city.fukagawa.lg.jp
 編集 深川市建設水道部 都市建設課